

平成29年年度 第1回

鳥栖市国民健康保険運営協議会資料

国保制度改革の概要

鳥栖市 市民環境部 国保年金課

目 次

1	国保制度改正の概要	1
2	国民健康保険の改革による制度の安定化	2
3	改革後の国保運営に係る都道府県と市町村の役割	3
4	国民健康保険運営方針について	4
5	国保制度改革に向けたスケジュール（案）	6

1 国保制度改正の概要

平成 27 年 5 月、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正法」が、国会で可決・成立

【1】概要

この法律の成立に伴い、平成 30 年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うこととなる

【2】都道府県の役割

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る

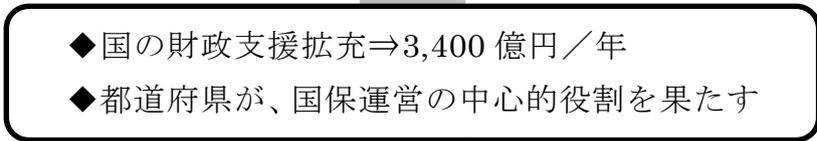
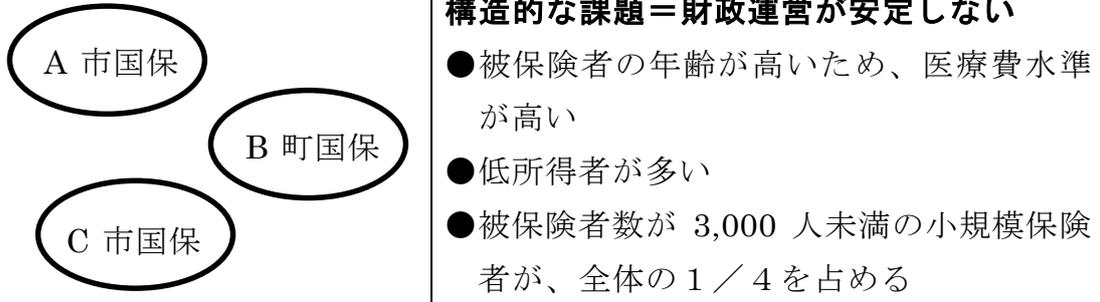
- ◆都道府県内の統一的な国保運営方針を策定し、市町村の事務の効率化などを推進する
- ◆医療給付費等の見込みを立て、都道府県内市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、市町村ごとの納付金額を決定
- ◆将来的な保険料負担の平準化を進めるため、市町村ごとの標準保険税率等を提示する
- ◆保険給付に要した費用を市町村に支払う

【3】市町村の役割

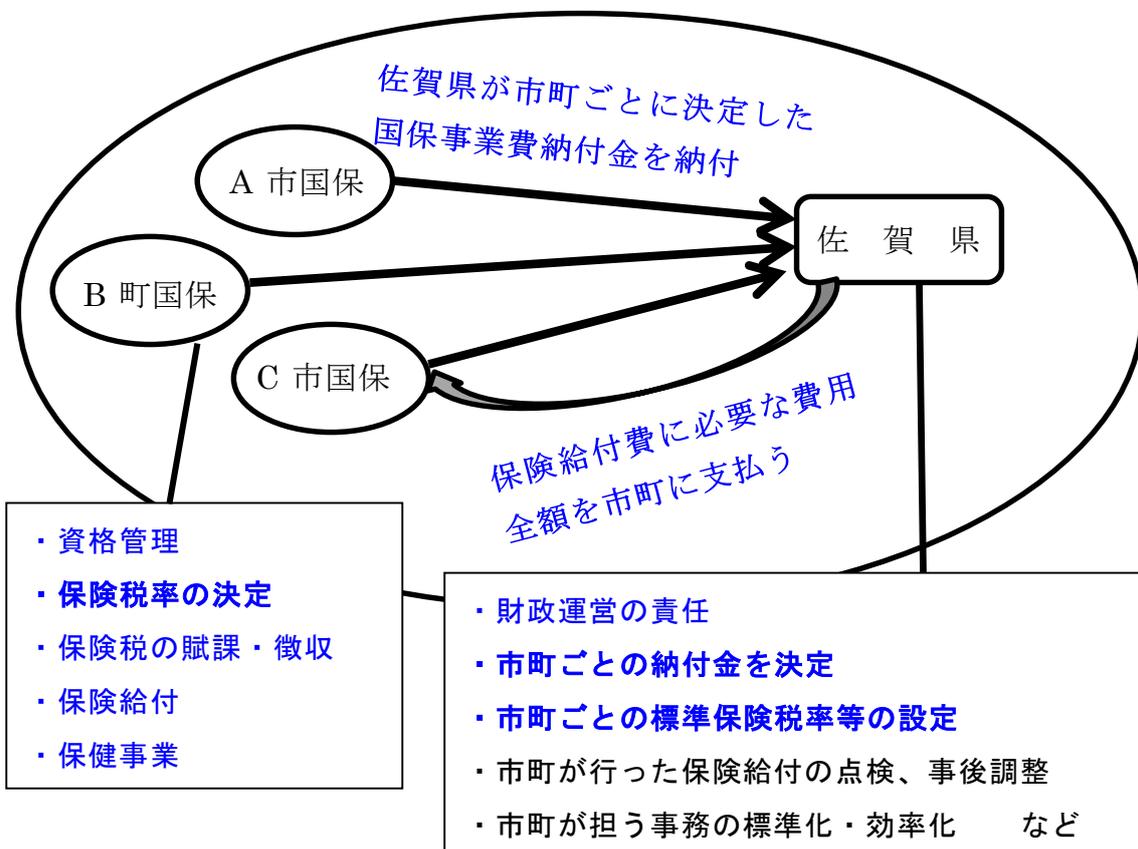
市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き行う

2 国民健康保険の改革による制度の安定化

【現行の国保制度】市町が個別に運営



【国保制度改革後】佐賀県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担う



3 改革後の国保運営に係る佐賀県と各市町の役割

改 革 の 方 向 性		
運営の在り方	◎佐賀県が、県内の市町とともに、国保の運営を担う ◎佐賀県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る ◎佐賀県が、県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町が担う事務の効率化、標準化を推進する	
	佐賀県の主な役割	各市町の主な役割
①財政運営	財政運営の責任主体 ◆市町ごとの国保事業費納付金を決定 ◆財政安定化基金の設置	国保事業費納付金を佐賀県に納付
②資格管理	◆国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化を推進する	◆従来通り、被保険者の資格を管理し、被保険者証等の発行を行う
③保険税率等の決定 賦課・徴収	◆標準的な算定方法等により、市町ごとの標準保険税等を算定・公表	◆佐賀県が示した標準保険税率等を参考に、保険税率等を決定 ◆個々の事情に応じた賦課・徴収
④保険給付	◆保険給付費に必要な費用を、全額、市町に支払う。 ◆市町が行った保険給付の点検	◆保険給付の決定 ◆個々の事情に応じた窓口負担減免等
⑤保健事業	◆必要に応じて、市町に対し、助言及び支援	◆従来通り、被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施

4 佐賀県国民健康保険運営方針案について

国保制度改革に伴い、都道府県が国保財政運営の責任主体となることから、都道府県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めることとなっている。

国の「都道府県国保運営方針策定要領（案）」に、下記のとおり主な記載事項が示されている。

国保運営方針への主な記載事項

【必須事項】

- ① 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
医療費の動向と将来の財政運営の見通し、赤字解消・削減の取組、目標年次等 など
- ② 市町における保険料の標準的な算定方法に関する事項
標準的な保険料算定方式、医療費水準の反映、標準的な収納率など
- ③ 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
収納対策（収納率目標、市町・県の取り組み） など
- ④ 市町における保険給付の適正な実施に関する事項
県による保険給付の点検、事後調査 など

【任意事項】

- ⑤ 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- ⑥ 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- ⑦ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項
- ⑧ ②～⑦に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項
佐賀県国民健康保険運営協議会（仮称）の設置 など

【佐賀県案】

- 運営方針に記載すべき事項のうち、「赤字解消・削減の取組、目標年次等」について
 - ① 新制度（平成 30 年度以降）で発生する赤字については、解消の目標年次は運営方針には記載せず、運営方針とは別に各市町の目標年次等を設定する。
 - ② この目標年次までに赤字の解消ができない市町に対しては、県からの交付金を配分調整する。
 - ③ 現行制度（平成 29 年度まで）の累積赤字については、「佐賀県市町国民健康保険広域化等支援方針 Ver.3」にも平成 29 年度末までに赤字解消すると具体的に記載されているため、これを運営方針にも反映させ、解消の目標年次を運営方針に記載する。
 - ④ 現行制度における累積赤字を平成 29 年度末までに解消ができない市町に対しては、県からの交付金を配分調整する。
 - ⑤ 現行制度における累積赤字を運営方針に記載された目標年次までに赤字解消できない場合は、配分調整の幅を広げる。



- ◆ 鳥栖市の平成 29 年度末の累積赤字額は、10 億円の見込みであり、平成 29 年度末までの解消は厳しいと考えている。

赤字解消計画については、別紙資料（当日配布）のとおり

5 国保制度改革に向けたスケジュール（案）

日 程	行 事	内 容
H29 8月17日	運 営 協 議 会	◎平成 28 年度国保特別会計決算 など ◎国保制度改革について ◎今後のスケジュールについて ◎赤字解消計画について
9 月	市長・副市長協議	
9 月	9 月 議 会	
10 月	県 連 携 会 議	◎国保運営方針（案）について ◎納付金の算定方法について ◎標準保険税率の算定方法について
10 月末	仮 係 数 算 定	国から標準保険税率仮係数提示 その後、国保保険税率を仮算定
11 月	市長・副市長協議	◎仮係数により試算した国保保険税率 の説明
11 月	市議会議員選挙	
11 月	運 営 協 議 会	◎仮係数により試算した国保保険税率 の説明 ◎県国保運営方針の説明
12 月	1 2 月 議 会	
12 月末	確 定 係 数 算 定	国から標準保険税率確定係数提示 その後、国保保険税率を算定
1 月	市長・副市長協議	◎確定係数により試算した国保保険税率 を基に平成 30 年度の国保保険税率 を仮決定
H30 1月～ 2 月	運 営 協 議 会 (2 回以上開催)	◎平成 30 年度の国保保険税率の諮問・ 答申
3 月	3 月 議 会	◎国保保険税率改定案を上程 ◎国保保険税率の決定
4 月		国保新制度スタート